

平成25年度 事業計画

社会福祉法人静岡県共同募金会

事業運営の方針

住民相互のたすけあいを基調に展開される共同募金運動は、本年度で67回目を迎える。この間、本県の共同募金実績額は平成7年度をピークに逡減状態にある。

しかしながら東日本大震災に寄せられた義援金の状況から、明確な使途目的の募金には寄付が集まること、県民の寄付意識は低下していないことなどから、今後の共同募金活動のあり方に活かしていく必要がある。

一方、社会経済環境の変化とともに地域における孤立・孤独の増加とこれに起因する孤独死などの問題、自殺者や児童虐待の増加等深刻な状況が続いている。

こうした地域が抱える社会的課題の解決のためには、地域社会におけるきめ細かで日常的な支え合い活動が重要となっており、それらに対する財源的な支援の充実が求められている。

本会は、地域福祉の活動の充実に向け、本年度、次の方針に沿って以下の事業を行う。

1. 地域福祉関係機関・団体と連携による、赤い羽根共同募金活動に努めるとともに、県民に対し目的、対象、使途を明確にして募金を呼びかける新たな取り組みを進める。
2. 企業に対して、赤い羽根共同募金への協力メニューを提示し、社会貢献活動を促進する。
3. 「支え合いの大切さ」や「地域における社会連帯」を支えるシステムとして、募金者の思いが活かされるよう、地域福祉活動推進のための効率的、効果的な助成活動に努める。
4. 全国共通助成テーマ「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～」の実現を図るための助成に努める。

第1 広報活動の推進

共同募金がいかに有効に活用されてきたか（使途）、そして今後の地域社会にとっていかに必要なものか（役割、使命）について、県民に広く正しく理解される広報活動の実施。

- 1 共同募金の役割、使命、使途（ありがとうメッセージ）の浸透
 - (1) 本会作成の各資材には、役割、使命、使途を掲載する。
 - (2) 自治会連合会・民生委員協議会の総会、役員会等において情報提供（申請、使途）を行う。
 - (3) 募金活動用チラシについて、そのあり方を検討し、より効果的な資材とする。
 - (4) 「ありがとう通信」を募金箱設置協力者、募金機能付自販機設置協力者及びメーカーなど広く配信し使いみちを明らかにする。
 - (5) 社会貢献型自動販売機の設置を促進し自販機告知パネルを通じた啓発を行う。
- 2 放送機関、報道機関への協力要請

中央共同募金会作成の運動開始用のテレビスポット、ラジオスポットを各放送局(民間テレビ・ラジオ、ケーブルTV、コミュニティFM含む)に広報資材として提供する。
- 3 地元プロスポーツチームの協力を仰ぎ広報を充実させる。

- 4 県並びに政令市の教育委員会、県私学協会と連携し、高校生のボランティア活動の一つとして共同募金運動の啓発に取り組む。（学校募金ハンドブックの提供）
- 5 助成を受けた施設・団体・ボランティアグループなどに対し、募金活動、啓発活動への参画を求める。（助成標示の徹底など）
- 6 ホームページの充実強化
 - (1) 助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して使途の情報提供に努める。
 - (2) 募金協力企業等を掲載し企業の社会貢献活動をアピールする。
 - (3) 申請者の利便性を向上させるため、申請用紙、助成要綱などをダウンロードできる仕組みを充実する。
 - (4) 中央共同募金会とリンクして共同募金に関する情報を発信する。
 - (5) 助成先と情報の共有化を図るため、助成先の HP バナーをつけリンクを強化する。
- 7 各種イベントに積極的に参加し、募金活動や啓発活動行うとともに、協力企業等の活動を紹介する。
- 8 税制上の優遇措置の周知
- 9 広報・募金資材の配布、斡旋及び普及

第2 募金・助成事業の実施

1 助成の範囲及び助成予定額

助成要綱に基づき、助成を希望する民間施設・団体からの申請を取りまとめ、配分委員会の審議を経て助成計画を策定する。

2 募金目標額の設定

下記の方法により市町共同募金委員会に依頼する。

(1) 赤い羽根共同募金

- ・広域目標額については、施設・団体・ボランティアなどに対する助成計画に本運動の事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案して決定する。
- ・地域目標額については、市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画による事業計画に基づき市町共同募金委員会で設定する。

(2) 歳末たすけあい募金

市町社会福祉協議会が歳末の時期に実施する贈呈事業などの支援計画をもとに、市町共同募金委員会で募金目標額を設定する。

(3) NHK歳末たすけあい

前年度実績額を目標額とする。

3 募金の実施

平成25年度共同募金の実施期間は、厚生労働大臣の指定を受け本年10月1日から平成26年3月31日までの6カ月間に期間を拡大し募金活動を実施する。

①赤い羽根共同募金

(10月1日から12月31日までの3カ月間：例年の期間)

- ア 自治会関係者の総会、役員会で戸別募金への支援を依頼する。
- イ 民生委員協議会の総会、役員会で等法人募金への支援を依頼する。
- ウ 助成先や募金ボランティアによる街頭募金を推進する。
- エ 募金箱の設置を推進する。
- オ プロスポーツクラブの協力を得てチャリティーオークションを実施する。

(平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 カ月間)

カ テーマ型募金(使途選択募金)の検討と試行

- ・テーマ(社会的課題)の選定
- ・事業実施団体による募金活動の実施
- ・創業記念を迎える企業に対し、記念寄付を依頼

②歳末たすけあい募金(例年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 カ月間)

③NHK歳末たすけあい(例年 12 月 1 日から 12 月 25 日までの 25 日間)

ア ダイレクトメールをの寄付者に中央共同募金会を通じて発送する。

イ NHK歳末たすけあい助成先「ありがとうメッセージ」の浸透を図る。

(2) 年間を通した寄付の受入

- ①各業界団体を通じて、募金箱並びに自動販売機の設置を推進する。
- ②企業・法人で取組める赤い羽根共同募金への協力メニューの普及に努める。

(3) 寄付金の管理

- ①金融機関を通じて迅速確実な方法による送金の実施。
- ②市町共同募金委員会の現況調査の実施。(領収書の適正な管理状況など)
- ③新会計基準への移行に伴う本会及び市町委員会の新会計システムの検討を行い
試行、完全実施に向けた準備をする。

4 助成の実施

募金者の意思を助成事業に反映させるため、助成事業の使途の明確化を図り、効果的、効率的助成活動に努める。

また、助成金の決定にあたっては、助成金の交付事務説明・成果事例発表会を行い、事業主体に対し共同募金の目的・対象・使途意識の高揚と募金活動への参画を促す。

重点テーマ：全国共通助成テーマである「地域から孤立をなくそう ～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～」の推進

(1) 赤い羽根共同募金

配分委員会の審議を経て理事会・評議員会で決定し、次の区分で助成する。

- ①地域福祉活動支援事業
- ②福祉施設機器整備事業
- ③地域ふれあい支え合い助成事業

(2) 歳末たすけあい募金

歳末の時期に行う支援活動並びに福祉対象者への支援に助成する。

(3) NHK歳末たすけあい

歳末の時期に行う支援活動並びに福祉対象者への支援(下記①～③)に助成する。

- ①年末年始支援活動に対する助成
- ②児童養護施設、自立援助ホーム等の退所者の自立支援
- ③平成 25 年越年を施設で生活することを余儀なくされている方への支援

5 助成先に対する使途の調査

(1) 機器整備費については、受配者から、使途指定事業の完了後、直ちに「使途実施報告書・交付請求書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。

(2) 事業費については、受配者から、使途指定事業の完了後、1 カ月以内に「精算報告書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。

(3) 市町社会福祉協議会については、年間 12 市町社会福祉協議会の事務局を訪問し

使途指定事業の実施状況を調査確認を行う。

6 民間社会福祉資金の総合調整

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託
- (2) 各種助成団体の補助、助成についての情報提供

第3 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

第4 公益信託「小川忠孝老人福祉基金」の運営

本会が受託している公益信託の運営に当たるとともに、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」運営委員会を開催し、助成先及び助成額を決定する。

なお、本基金は平成26年度をもって終了する予定である。

第5 災害被災者支援事業の実施

1 災害たすけあいの実施

災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関との協力のもとに災害たすけあいを実施し、義援金の受入れ及び送金に関する業務を行う。

2 災害被災者等の支援の実施

災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。

本県又は国内において災害が発生し、災害等準備金の助成及び被災県への拠出が必要になった場合は、全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」、「災害支援制度の細目及び基準」に基づき、迅速かつ適切に支援を実施する。

第6 その他本会の目的達成上必要と認める事項

1 市町共同募金委員会事務担当者打合せ会、市町社会福祉協議会担当者連絡会、意見交換会の開催（随時）

2 静岡県健康福祉大会の共催（10月）

3 顕彰の実施

- ・本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕彰規程により顕彰する。
- ・高額寄付者には、その金額に応じて紺綬褒章、厚生労働大臣感謝状、中央共同募金会会長感謝状又は感謝楯の申請を行う。

4 中央共同募金会主催の研修会等への派遣

5 社会福祉協議会等との連絡調整

県及び県内各市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。

特に市町社会福祉協議会との意思疎通、意見交換に努め円滑な募金活動と効果的な助成活動に努める。

第7 会務の運営

1 法人の運営

定款の定めに基づき、理事会、評議員会、監事監査、配分委員会を開催し、適切な運営を図る。

2 情報公開の実施

事業運営の透明性を一層推進するため、ホームページでの公開のほか、情報公開の請求がなされたときは、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

3 業務事業合理化の推進

事務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。